

令和 7 年度美里町運動教室等運營業務委託仕様書

1. 委託業務名

美里町運動教室等運營業務委託

2. 委託の目的

美里町（以下「町」という。）は、個人のライフスタイルや体力に合った健康づくりの機会を提供するため、さまざまな運動教室を実施している。

本業務は町民の運動・健康に対するニーズを的確に把握し、多世代の町民が参加できる魅力あるプログラムを提供することにより、運動機能及びヘルスリテラシーを向上させ、健康維持・増進を図ることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 業務内容

業務内容については以下のとおりとする。

- （１）運動の習慣化に向けた運動教室（別紙 1）
- （２）生活習慣病予防教室（別紙 3）
- （３）介護予防教室（別紙 4）

5. 提案上限額

各業務の上限額については以下のとおりとする。

- （１）運動習慣化に向けた運動教室
7, 800, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- （２）生活習慣病予防教室
500, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- （３）介護予防教室
480, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

6. 教室の管理運営

教室が円滑に実施されるよう 開催場所の管理運営全般に配慮すること。

- ① 担当する教室の講師は、必要な経験・資格を有する者であること。また、地元で指導を行っている講師を積極的に活用すること。
- ② 教室で使用する備品等を適切に管理すること。
- ③ 受講者数の減少が見込まれる場合、受講者数を増やす方法について考案し行うこと。

- ④ 悪天候等および天災（台風）等により教室の実施について判断が必要な場合、受注者は町と協議の上、教室実施の可否を判断すること。
- ⑤ 悪天候、天災等により教室が中止になった場合、事業の振替実施は行わないこと。
- ⑥ その他の不可抗力の事態（新型コロナウイルス等の発生）が発生した場合は、町の実施可否の判断に従うこと。

7. 安全対策

（1）急病等への対応

受注者は、受講者の急な病気、けが等に対応できるよう、マニュアルを作成するとともに、AEDについてその取り扱いを習熟するほか、緊急時には的確な対応を行うこと。また、利用者、来場者等に重大な事故が起こった場合は、直ちに町にその旨を連絡すること。

（2）緊急時の対応

受注者は、災害等緊急時の避難、誘導、安全確保及び必要な通報等についてのマニュアルを作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。

また、警察、消防等に要請するような緊急事態が発生した場合は、直ちに町にその旨を連絡すること。

（3）スポーツ安全保険等の加入

受注者は、万が一、事故等が発生した場合の備えとして、受講者を対象としたスポーツ安全保険等に加入すること。

8. 提出書類等

受注者は、検査に合格したときは、遅延なく以下に定める成果品を町に提出すること。

（1）業務報告書（各教室の実施内容や受講者数等をまとめたもの） 1部

（2）アンケート集計結果一式 1部

（3）その他、町が指定する書類

※（1）～（2）において電子媒体により提供できるものを併せて提出すること。

9. 個人情報保護

受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るとともに、その取扱いについては法令等を遵守して、個人情報に関する書類の紛失や盗難等、情報の管理には十分注意すること。

10. その他

（1）受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を

第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこと。また、受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、町の書面による承認を得ること。この場合において、町は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができること。

(2) この仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、町と受注者が必要に応じて協議の上、決定すること。